

「平和学」の体系化に向けた一考察

——国際関係論からのアプローチ——

池 尾 靖 志

はじめに

日本において、平和研究や平和学（以下、「平和学」と略記¹⁾）という講座が、いまや、多くの大学で開講されるようになってきた²⁾。「平和学」という直接的なネーミングではなくても、それに類似する科目や、「平和学」的なるものを授業内容の一部に含む講義を有する大学までを数えると枚挙にいとまがない。それに呼応するように、「平和学」に関するテキストも数多く出版されるようになってきた³⁾。

日本平和学会初代会長であり、立命館大学国際関係学部の初代学部長をつとめ、国際地域研究所の初代所長でもあった故・関寛治教授は、1994年（平成6年）に提出された日本学術会議平和問題研究連絡委員会報告「平和に関する研究の促進について——平和学の歴史、現状及び課題——」を世間に公表するために、『平和学のすすめ——その歴史・現状及び課題——』（法律文化社）と題する書物を編集し、自ら「平和学の体系化は可能か」と題する論文を執筆している。その論文の中で、関は、「平和学の主題は、戦争と平和の循環現象に焦点をあてて、戦争に至る原因を解明しその循環過程を変容させる諸条件を探りだすこと⁵⁾とし、「常識的世界での価値としての戦争の肯定に対し断固として抵抗する批判的学問として誕生せざるをえなかった⁶⁾」と述べている。

「戦争は他の手段を持ってする政治の継続である⁷⁾」（クラウゼヴィッツ）と捉えるならば、戦争と平和に関する学問は、国際政治学ないし国際関係論（以後、国際関係論と明記⁸⁾）の守備範囲となる。だが、1940年代以降に国際関係論の主潮流となっていくリアリズム（権力闘争を国際関係の現実と捉える）に批判的な、いわゆる「進歩的」と称される研究者たちが、戦後において、日本における平和学の発展に大きく寄与した。関もそのなかの1人であり、自らが編集した『国際政治学を学ぶ』（有斐閣、1981年）の中で「平和学」の原型を示すとともに、先述した「平和学の体系化は可能か」と題する論文のなかで、学術情報システムによる方法、J. ガルトウングの提起した「暴力」概念をもとにした分類（ガルトウングについて、1節で詳述）など、イシューとアプローチの方法を織り交ぜた、平和学の体系化の試みを行っている¹⁰⁾。

立命館大学は、世界ではじめて、大学の設置した平和博物館を有している。藤岡惇・経済学部教授は、立命館国際平和ミュージアムのなかの一部門である、メディア・資料セクター長や企画・運営委員などの要職を、長年、歴任されてきた。教育面では、1984年からは、「軍縮と平和」

表1 平和を実現するための手段の登場

時期	19世紀	1919	1945	1950-1989	1990-	
		国際連盟規約	国際連合憲章	国連活動	国連活動	NGO／人々の運動
消極的 平和	外交(1)	集団安全保障(3)				
	勢力均衡(2)			平和維持(9)		
	I	平和解決(4)				トラックII外交(17)
		軍縮／軍備管理(5)				軍需から民需への 転換(18)
		II			人道的介入(15)	防衛的防衛(19)
					予防外交(16)	
積極的 平和			機能主義(6)			
			民族自決(7)			
			人権(8)			
			III	経済発展(10)		
				経済的平等 (NEO) (11)		
				バランスのとれた生態系(13)		
			共有資源のガバナンス(14)			
			IV	V		非暴力(20)
						市民的防衛(21)
						自立(22)
						フェミニスト／ジ ェンダーの視点(23)
						平和教育(24)
						VI

(出所) Chadwick F. Alger, "The Expanding Tool Chest for Peacebuilders," in Ho-Won Jeong ed., *The New Agenda for Peace Research*, Aldershot: Ashgate, 1999, p.16をもとに筆者修正。
 拙編『第2版 平和学をはじめ』晃洋書房, 2004年, 18頁。

という科目が立命館大学に開講され、藤岡惇教授は、設立当初から共担者の一人として、「戦争と経済」に関わる講義を担当されてこられた¹¹⁾。現在は、「平和の経済学」をご担当である。

研究面では、藤岡惇教授は、関教授が赴任してからは、国際地域研究所において、「軍縮と平和」に関するプロジェクト・チームを発足させ、立命館大学における「平和学」の発展のために尽力されてこられた。藤岡惇教授は、このプロジェクトの研究会において、「暴力についてのセビリア声明」¹²⁾について、幾度となく報告を行っている¹³⁾。この声明は、戦争は人間性の一部であることから不可避であるという命題を否定し、戦争が生物学的必然ではない以上、平和は可能であると明言する¹⁴⁾、科学者たちによる声明である。平和教育の世界においてもあまり知られていないこの声明を取りあげることによって、人間の邪悪性と国家間の権力闘争とを結びつけるリアリズム的発想を否定し、国際関係論が主流を占める「平和学」の裾野を広げようと考えようとした。

筆者は、日本平和学会初代会長であった関寛治と同じく、国際関係論を足場にして、「平和学」を教育・研究する者である。これに対し、藤岡惇教授の「平和学」の教育実践は、国際関係論に傾斜する「平和学」の裾野を広げ、エコ・エコノミー¹⁵⁾の観点から「平和学」の内容を豊富化する試みである。ただし、「平和学」をどのように理解するにしても、各人の考える「平和学」の体系化を試みる作業は避けて通ることができない。「平和学」の基本的視座を定め、どのような価値を「平和」と認め、社会と向き合うのかという課題は必要不可欠である。そこで、本稿では、筆者なりに、「平和学」の体系化を行う一つの試みとして、権力と暴力との関係、「平和」をつくりだすための主体形成の問題について検討し、現在、日本の「平和学」が取り組まなければならない問題のいくつかを指摘する。

1 権力の濫用と暴力

草創期の日本の「平和学」は、政治学・国際関係論の研究者の中でも、進歩的知識人に分類される研究者の貢献が大きかった。どのような立場をとるにせよ、政治学や国際関係論において、「権力 (power)」はもっとも重要な概念である。国家が権力を行使する際に、国家は、さまざまな政治的資源を国民に提供すると同時に、強制力によって国内の秩序を保ち、他国からの侵略を防ごうとする。

マックス・ウェーバーは、支配の3類型として、伝統的支配、カリスマ的支配、合法的支配の3つをあげた¹⁶⁾。権力をどのように行使するにせよ、権力を行使する側にとって権力を行使される側から正統性 (legitimacy) を獲得することは必要である。なぜなら、正統性を失った強制力は、国家権力の有する暴力装置を白日にさらけ出すからである。他方、「平和学」の泰斗である J. ガルトゥングによる「暴力」の再定義により、「平和学」における最も重要な概念は、「暴力 (violence)」であると理解されるようになってきた¹⁷⁾。

そこで、はじめに、権力と暴力との関係を検討することを通して、「平和学」の課題を考えてみたい。

(1) J. ガルトゥングにおける「暴力」概念をめぐって

「平和学」の歴史を語るときに、J. ガルトゥングの名前を欠かすことはできない¹⁸⁾。日本における「平和学」の最初の課題は、第2次世界大戦において広島・長崎両市が被爆し、甚大なる被害を受けたことから、2度とこのような過ちを繰り返さないための方策を考えることであつた¹⁹⁾。「核兵器のない世界」をつくりだすための努力は、今なお、日本の「平和学」の中心的課題である。

だが、J. ガルトゥングが1967年に発表した論文において、暴力概念を「人間の潜在的な身体的・精神的な能力を、その可能性以下に抑圧するような影響力が作用しているとき、暴力が存在する」と位置づけ、加害者が特定できる「暴力」を「直接的暴力」、社会構造に内在化する暴力を「構造的暴力 (間接的暴力)」と定義づけたことは、日本の「平和学」においても、大きな衝撃をもって受けとめられた²⁰⁾。

今日では、数々の新自由主義的政策によって、国内の中にも、そして、国境を越えてグローバルな規模においても、さまざまな「格差」が生み出されている。ガルトゥングの提起する「構造的暴力」概念は、「格差」を生み出す社会構造を「暴力」が内面化された社会として捉える視座を提供した。今では、日本の平和学のテキストには、必ずといっていいほど、ガルトゥングの「暴力」論が紹介されるようになってきた。

しかし、「暴力のない状態」を「平和」と定義づけることは、平和学の扱うイシューをむやみに拡げすぎるとともに、社会のダイナミズムを無視し、結果だけを追求した静観的な見方であると、K. ボールディングは批判した。その結果、もっと社会のダイナミズムに着目し、暴力の発生原因そのものを追求すべきだと主張する K. ボールディングと J. ガルトゥングとの間に、ガ

トゥング=ボールディング論争が展開されることにもなった。²¹⁾ また、「**のない状態」としか「平和」を定義できないことに疑問を感じた、故・馬場伸也・元大阪大学教授(元・日本平和学会会長)は、「人類益」の実現された社会を福祉「国際社会」と位置づけ、積極的に「平和」を定義する試みを行った。「人類益」とはすなわち、①核兵器を含むすべての軍備と戦争からの解放(永久平和の確立)、②饑餓、貧困からの解放(全人類の経済的福祉の確立)、③環境破壊からの解放(自然と人間との調和の確立)、④人間性の解放(個々人の人格の尊厳の確立)²²⁾である。

このように、ガルトゥングの「暴力」概念は、社会構造に内在化する「暴力」性を浮き彫りにする優位性をもつ反面、「平和」創造にむけてのダイナミズムに欠けるともいえる。

次項以下では、権力を関係的権力と構造的権力の2つに区分して捉えたS. ストレンジの議論²³⁾を援用し、権力と「暴力」との関係を見ていくことにしよう。

(2) 関係的権力と暴力

a) 関係的権力の定義

関係的権力とは、権力を行使する側と行使される側との関係において成り立つ権力である。権力の行使は、公的空間においても、私的空間においてもみられる。公的空間とは、国家(政府)の行使する権力の行使される空間であり、私的空間の場合には、企業であったり、地域コミュニティをとりしきる町内会長であったり、とさまざまな権力主体がある。いずれにせよ、権力関係を維持するために、権力を行使する側(権力者)には、権力資源を有すると同時に、秩序を維持するための、なんらかの強制力を保有している。公的空間における強制力とは、言うまでもなく、自国の治安を維持するための警察力と、他国からの侵略に対処するための軍事力である。

公的空間にせよ、私的空間にせよ、アクター間で紛争(conflicts)がおきたときに、それをどのように解決するかは、重要な問題である。ただし、日本の「平和学」は、はじめに述べたように、国際関係論にその源流があるため、国家間紛争をいかに解決するのが主な焦点であった。国際関係論の前提では、中央権威の不在という意味で、国際関係はアナキーであるとされるが、実際には、国力の差という点で、国際関係は実際には対等な立場にはなく、ヒエラルキーであるのが現実である。²⁴⁾ また、トランスナショナルな関係にまで焦点をあてたときに、今の国際関係論は、テロ集団や準軍事集団などの絡む、非対称的な紛争にまで焦点を当てる必要があり、それに呼応するように、「平和学」の扱う対象も拡がりをみせるようになってきた。

このようなヒエラルキーの状況において、秩序を維持するための強制力をどのように理解するのも、「平和学」にとっての課題である。²⁵⁾ 正統性を獲得することができず、一方的に権力者が権力をふるおうとすると、権力の濫用によって、被治者の基本的人権が奪われる事態へと発展しかねない。このため、権力の濫用は「暴力」へとつながる可能性がある。とりわけ、国家は、警察力という暴力装置を有するが、法治国家の場合には、法律の存在を根拠として暴力の行使を正当化している。

萩原能久は、「暴力なき世界をみざす場合でも、そのプロセスにおいては権力の行使、即ち正当と認められた暴力の行使の問題を避けてすますことはできない²⁶⁾」と指摘している。彼は、ガルトゥングの定義する暴力を、現代政治学で通常「権力」と定義されているものとはほぼ同義として捉えているのだが、²⁷⁾ 正義のために用いられる暴力をどのように理解するのかをめぐっては、平和

学者の間でも見解の相違が見られ、ケースによって異なる判断を下さざるをえない。萩原は、ガルトゥングの「暴力」概念が、政治学的にみて非現実的なまでに、あるいは不適切なまでに「暴力」概念を広げてしまった難点を指摘しつつ、これまで見落とされがちであった社会にビルトインされている「暴力」の存在を明るみに出すことによって「声なき声」のかすかな叫びを聞き取るという積極的な側面を評価している。²⁸⁾

b) 国家の有する権力と暴力

国家は、巨大な暴力装置をもつ反面、人々の人権を擁護するという積極的側面をも有する。ただ、破綻国家 (Failed States) のように、国家権力の機能不全状態によって内戦が起きている国々 (地域) では、人々の基本的人権を保障する手立てを国家は持ち合わせていない。

こうした状況に対応するために、国連人権委員会が存在するのであるが、1990年代に入ると、人道的介入もしくはPKOによる平和構築について、積極的に論じられるようになってきた。²⁹⁾ 非政府組織や政府の行う民生支援と軍との関わりを研究する動きもある。³⁰⁾ ただ、2000年に発足した「介入及び国家主権に関する国際委員会」の最終報告書である『保護する責任』(2001年12月)では、主権国家には自国民を守る基本的な責任があり、国家に対処能力がない場合には、国際社会に行動する責任がある、状況によっては武力行使を伴ってでも人々を保護する責任があることを明記した。³¹⁾ 国際社会は、中央権威の不在という意味でアナーキーであるが、国連決議のもとづく他国への軍事介入に対しては、国際社会の正統性が付与されたものと考えられている。³²⁾

しかし、破綻国家とはいえ、他国に人道的介入を行うことは、ウェストファリア・システム以来の原則であった、内政不干渉の原則に抵触することから、他国への武力介入には慎重な姿勢を示すことが必要となる。³³⁾ とりわけ、2003年に起きたイラク戦争において、国連安全保障理事会がイラクに対する武力行使に対して慎重姿勢を見せる一方で、アメリカが恣意的な武力行使を行い、日本がイラク復興支援特措法を制定してアメリカの有志連合に加わって以来、日本の海外派兵には慎重であるとする意見を日本の市民運動は持った。

ところが、2011年3月に起きた東日本大震災では、自衛隊の災害派遣に多くの人々が共感し、米軍のトモダチ作戦に感謝の意を表する政府の姿が印象的であった。他方で、同じ時期に、沖縄県名護市辺野古では、上陸作戦を行うキャンプ・シュワブの砂浜と民間地の砂浜との間に巨大な鉄条網のフェンスが設けられた。これは、普天間飛行場の移設候補地である辺野古に新基地をつくることに反対する住民たちや平和運動に対抗する政府の意図を示したものである。

このように、自衛隊も米軍も、本質的には「軍隊」であることを忘れてはいけない。³⁴⁾

c) 権力の次元

本項の最後に、権力の次元について考えてみよう。³⁵⁾ 権力には、a) 権力を行使される側に働きかけ、行動変容を促す力を働かせる場合 (例: 駐車違反を取り締まる警察力に対して、人々は反感を覚える一方で、交通法規の遵守が社会秩序の維持には欠かせないと人々が認識し、やむを得ないと了解する場合)、b) 権力者にとって都合の悪い事がらを隠蔽し、権力者に従うように仕向ける場合 (例: 国民から集めた年金が官僚によって使い込まれたり、データを改ざんされたりしていたにもかかわらず、国民には長い間知らされず、ひたすら年金を支払わざるを得ないと国民が思い込まされていた場合)、c) 権力者と被治者との関係に生じる争点 (イシュー) そのものを变形させて、被治者をコントロールする場合 (例: 被治者に対するプロパガンダが成功し、被治者の判断能力を狂わせてしまう場合など)、とい

った3つの次元がある³⁶⁾、権力関係は可視的であるが、被治者が適切な判断能力を失い、もしくは、権力の行使に無関心なことによって、無意識のうちに権力行使を承認していたというケースも多分に見られる³⁷⁾。したがって、権力の濫用をチェックし、コントロールするためには、私たちはつねに権力行使のありようを注意深く見守るとともに、社会のしくみを知り、目に見えない権力の存在を疑ってかかる必要がある。権力分立や立憲主義、法の支配といわれる考え方は、権力の濫用を食い止めるための「制度」として、長い歴史を積み重ねる中で生みだされたものである³⁸⁾。

(3) 構造的権力と暴力

a) 構造的権力の定義

次に、構造的権力について見ていこう。構造的権力は、関係的権力と比べると、権力行使の実態を把握することには困難が伴う。それは、構造的権力が（国内／世界）秩序のありようを形成するために作用する権力だからであり、不可視的な性格を有するからである。そのような権力には、誰が、どのようにして権力を行使し、その結果、格差社会がどのように再生産されていくのか、言い換えれば、社会的に脆弱な人たちをどのように生み出し、そうした人たちを再起不能な状態に追いやっているのかといった問題をはらんでいる。構造的権力は、「構造的暴力」とコインの表裏の関係にあるともいえよう。「構造的暴力」において、被害の実態は比較の見えやすいが、被害を生み出す社会構造のしくみを解明し、問題解決をはかることは、困難な作業をきわめる。

b) 構造的権力／暴力の実例 —南北問題—

1960年代において、多くの植民地が民族自決権の名のもとに独立し、南北問題の存在が指摘されるようになると、ウェストファリア・システムが想定していたような、主権国家の「同質性」という前提が崩壊する。

南北問題は、1959年に、イギリス・ロイド銀行頭取のO. フランクスによって問題の存在が指摘され、1960年代に入って、多くの人々の関心を集めた。しかし、問題発生の原因そのものは、大航海時代にまでさかのぼる。旧植民地は、直接的な領土支配こそ脱したもののモノカルチャー経済からの脱却を果たすことができず、旧宗主国への経済的依存状態が生まれ、宗主国による直接的な領土支配からは脱したものの、支配と従属という状況そのものは植民地時代と変わらなかった³⁹⁾。また、旧宗主国の植民地政策のもとで、部族間対立をあおり、間接統治を行うことによって、人々の怒りの矛先を宗主国に向けさせないための社会制度がつけられた地域では、こうした植民地遺制の問題が、現在では、部族間の歴史的怨念となって、部族対立（内戦）を引き起こしている。そこに拍車をかけるようにグローバル化が影響し、小型武器の流出や、戦争経済を支える軍需産業によって、紛争が長期にわたる事態ともなっている⁴⁰⁾。人身売買や人種差別の問題も、いまだに引きずっている⁴¹⁾。このように考えると、「暴力」の問題は、歴史的な長い時間軸の中で考えなければならない性格を有している。

冷戦構造が瓦解し、グローバル化が進展していく過程の中で「新自由主義」というイデオロギーがグローバルに浸透するようになると、グローバルにさまざまな「格差」が蔓延し、これに対する反グローバリゼーションの動きが、カウンター・パワー（対抗権力）として生まれてきた⁴²⁾。

反グローバリゼーションの動きが見られるようになったきっかけは、1999年にシアトルで開か

れた、WTO 第3回閣僚会議の際に、世界各地から集まった人々によるデモである。少数国による非公式会合という交渉方式（グリーン・ルーム）によって世界が支配されることに、グローバル社会において脆弱な立場におかれる5万人もの人々が結集したのである。

1997年には、タイで起きたアジア通貨・金融危機が瞬く間に世界中に飛び火し、外資を呼び込むことによって経済発展をしようと、グローバル化に向けて大きく舵をきった国々が影響を受けた。その際、IMFや世界銀行からの融資を受ける代わりに、通貨の切り下げ、国営企業の民営化、公務員の削減、社会保障予算の削減などを求められ、人々の生活状況がたちまちに悪化した。こうして、反グローバリズムの動きは、ワシントン・コンセンサスによって世界のありようが決定されていると見なした人々による、グローバル化への異議申し立てであった。⁴³⁾

c) オルタナティブな構造的権力の構想

現在の国際社会をどのように統治し、あるいはコントロールしようかと考えてみたときに、国際関係論の世界では、グローバル・ガバナンスのあり方が模索されるようになってきた。⁴⁴⁾ また、坂本義和・東京大学名誉教授も加わっていたWOMP（世界秩序モデリング・プロジェクト）では、グローバル・ガバナンスをより人間本位のものにしようとする考えも生まれている。⁴⁵⁾ こうした議論の延長上に、前項で述べたような立憲主義という考え方を、グローバルなレベルで捉えようとするグローバル立憲主義の考え方もみられるようになってきた。⁴⁶⁾

2 国家アクターを中心とするアプローチ

前節では、政治学や国際関係論において重要な概念である権力と「暴力」⁴⁷⁾との関係について検討した。そこで、本節と次節では、国際関係論における分析レベルの問題を手がかりに、「平和」創造の主体形成の可能性や、「平和」をつくりだすための「制度」の問題について検討する。本節では、国家を中心とするアプローチについて、次節では、国家を超える／越える「市民社会」の可能性について論じる。

本節でとりあげる国家を中心とするアプローチには、国家間の相互作用を明らかにするシステム・レベルと、国内の政治状況を明らかにするレベルの2つがある。

(1) システム・レベルからのアプローチ

国際関係論において、システム・レベルの議論は、リアリズムとリベラリズムの対立として描かれることが多い。「平和学」との関係で言えば、国家間の権力闘争を国際関係の「現実」とみるリアリズムをいかに乗り越えるか、とりわけ、冷戦時代には、東西両陣営による核軍拡競争が第3次世界大戦を引き起こすとのリアリティから、核抑止力に依拠した安全保障政策が、「平和学」の批判対象とされた。これに対し、リベラリズムの場合には、次節で論じるように、トランスナショナル・アクターがグローバル市民社会をつくるという可能性を期待する議論がある一方で、ネオリベラル・インスティテューショナルリズムは、ネオリアリズムと同じ前提（国際関係はアナキーであり、国家は合理的に国益計算をする）を受け入れながら、国際協調の可能性を論じる。ウェストファリア・システムの成立以降、主権は国家に与えられているから、グローバルに生起

する問題、例えば、地球温暖化の問題にしても、解決の枠組みは、国家にゆだねられている。したがって、国際会議の場で、問題解決の議論が進められる一方で、国益をめぐる国家間の駆け引きがくり広げられていくことになる。

a) ネオリアリズム批判としての「平和学」

関寛治は、かねてより、平和学のテーマの一つとして、ネオリアリズムに依存する核抑止論批判を展開していた。⁴⁸⁾その業績の一環として、ゲームの理論を用いて、ネオリアリズムの諸理論の誤謬を明らかにした、A. ラバポートの著書の翻訳も行っている。⁴⁹⁾

リアリズムの想定するアナーキーな状況においては、自国の不安を解消するために自国の軍備拡大を図ることが、敵対する相手国の不安をかきたて、相手国の軍備拡大を助長し、結果として自国の不安となつてはねかえってくるという悪循環をもたらす。これを、安全保障のジレンマという。⁵⁰⁾このジレンマ状況を解決するためには、①相手国の不安をかき立てないために自国の軍備拡大を制限する、②アナーキーの国際関係においては、それぞれの国家は「生き残り」をかけ、相手国を上回る軍事力を保有することによって、自国の安全を図る、という2つの方策が考えられる。⁵¹⁾このとき、ナッシュの均衡解は②であるが、東西両陣営間の対立の道具として、核兵器が利用された冷戦期においては、②の状態は、全面核戦争になることを想定せざるをえず、どちらかが「生き残り」ことは考えられなかった。実際、朝鮮戦争やベトナム戦争、キューバ危機の際などには、核攻撃を検討した。したがって、自国と敵対する相手国との間にコミュニケーションを図ることによって、「誤認」に伴う偶発的なミサイル発射を食い止め、①の状況に持ち込むことこそが重要である。このことを歴史的に証明したのがキューバ危機であった。

その後、ネオリアリズムは、米ソ両覇権国が、②を意図的に創出した相互確証破壊戦略を採用することにより、冷戦時代には「長い平和」が実現したと主張するが、⁵²⁾核抑止力は、実際に核兵器を使用するという意図を相手国に伝えなくては、抑止力は機能しない。しかし、実際に核兵器が使用されれば、核抑止力は機能しなかった、という証明をすることはできても、核抑止力のおかげで「核による平和」が実現したという証明をすることは、現実にはできない。むしろ、米ソ両超大国の間にホット・ラインを開通させ、コミュニケーションを密にする手立てを講じたことが、全面核戦争を防ぐことにつながった、と考えるのが正しいのではないか。

ただし、核兵器を保有せず、通常兵器によって戦っている内戦状況にあって、部族間⁵³⁾の間にも安全保障のジレンマ状態の起こりうるものが、研究によって明らかにされている。こうした状況においては、敵対する部族を上回るだけの武器や兵士を、周辺諸国における同じ部族から、あるいは、グローバルに展開する兵器産業やブローカーから調達することが自陣営に有利な闘いとなると考えられる。そのため、戦争費用をまかなうために、例えば、麻薬の密売などが行われ、国際社会全体の安全が脅かされる。したがって、国際社会外部からの、何らかの介入によって紛争を終結させ、和解へのプロセスに導くことが必要となる。国連による平和維持活動や集団安全保障体制を、より迅速に行うことができるようにするなどの工夫が必要である。⁵⁴⁾

このように、(ネオ)リアリズムが主張する「平和」は、「平和学」にとっては、「まやかしの平和」に過ぎず、批判の対象とされていった。

b) 国際レジームないし国際制度に着目するアプローチ

国際関係論においては、リアリズムに対抗する潮流として、リベラリズムがある。

ももとの（古典的）リベラリズムは、1960年代後半から1970年代前半にかけて、アクターの多元化が進むとともに非国家的行為体の影響力が着目され（国家間関係に対して、トランスナショナル（脱国家・超国境）な関係といわれた⁵⁵⁾）、国際関係論の取り扱う 이슈も、軍事力にかかわる直接的暴力の問題だけではなくてきた。

しかし、石油ショックによる西側諸国の国際経済秩序への打撃から、先進国首脳会議（サミット）によって（西側の）国際経済秩序を立て直す必要性に迫られたことや、1979年12月のソ連によるアフガニスタン侵攻によって、1980年代の新冷戦（第2次冷戦）といわれる時代に入ると、覇権国アメリカの提供する国際公共財をいかにして同盟国で負担するかが問題となり、ふたたび、国家に対する関心が高まる。

こうして、1980年代に入ると、ネオリベラル・インスティテューショナルリズムといわれる潮流が登場した⁵⁶⁾。これは、国家こそが国際関係の主たるアクターであることを認めながら、他方で「制度」の役割を重視し、国際協調の可能性を論じたものである⁵⁷⁾。その中心的な議論が、国際レジーム論である⁵⁸⁾。

S. クラズナーによる国際レジームの定義は、「国際関係の特定の領域において、諸アクターの期待が収斂する、暗黙的または明示的な原則、規範、ルール、意思決定手続きのセット」と定義される⁵⁹⁾。クラズナー自身はネオリアリストに位置づけられる研究者であるが、国際「制度」に着目するネオリベラル・インスティテューショナルリズムに位置づけられる研究者によって、国際レジームを含む国際制度や、グローバル・ガバナンスに関する研究が進められていった⁶⁰⁾。

それぞれの国家は、国際システムの構造をみて、自国の行動を合理的に決定すると考えるならば、もしそれぞれの国家が国際レジームに参加しようとする場合、国際レジームに参加し、制度を遵守することによって得られる利益（共通利益）が、国家が単独で獲得する利益（国益）よりも上回ると国家が判断するか、共通利益と国益が同等なレベルにあると国家が認識する必要がある。あるいは、国際交渉の機会を繰り返し続くから、一度、国家が利己的な行動をとれば、それは、やがて、「しっぺ返し」として跳ね返ってくると考える国家の学習行動や、国際社会における「評判」を国家は気にすることによって、国家は国際レジームに参加するようになるという議論もある⁶¹⁾。このため、NGOなどのトランスナショナル・アクターが国際世論を喚起し、国際交渉に圧力をかけることも必要となってくる。

冷戦時代には、安全保障に関するレジームは、「自助」によって自国の安全を確保することが当然視されていたため、非軍事的分野に限定すれば、レジームの成立は可能（例：GATTを中心とする自由貿易レジームなど）だと考えられる一方、軍事的分野においては、自国の安全保障を他国に制約されることから、国際レジームの形成は困難だとされていた⁶²⁾。しかし、冷戦構造が瓦解した今日、核物質の流出や化学兵器、生物兵器の製造技術が、テロ集団やカルト集団にまで流出するようになると、国際レジームを形成して、非国家的行為体に核物質の流出や化学兵器、生物兵器の製造を食い止めるための国際制度の形成が、各国家の共通利益になることが明らかとなってきた。このため、NPT レジームや化学兵器禁止条約、生物・毒素兵器禁止条約が成立し、定期的に締約国会議が開催されるに至っている⁶³⁾。

主権国家システムのもとでは、国際レジームをはじめとする国際「制度」に国家が参加することによって、国家権力を一定程度に制約される、こうした国際「制度」にトランスナショナルな

世論をいかに反映させていけるのかを考察することが、「平和学」には問われている。

(2) 国内レベルのアプローチ

国内から国家権力の濫用を食い止めるためには、人々による権力の行使のありように対する監視が必要である。でないと、無自覚のうちに、暴力装置が発動してしまう事態になりかねない。ここでは、①憲法によって権力の濫用を食い止める立憲主義によるアプローチ、②権力の肥大化を食い止めるために、権力分立という「制度」を創設するアプローチの2つに着目し、日本の例を中心に検討しよう。

a) 権利の保障と立憲主義

本来、基本的人権は、国家の最高法規である憲法によって保障される。日本では、基本的人権の尊重に関する規定は、日本国憲法第3章に取りあげられている。もちろん、基本的人権は、ヨーロッパにおいても、長年の歴史を積み重ねて獲得されてきた。ただし、日本国憲法には、戦力の不保持をうたう憲法第9条がある。これが日本国憲法の特徴でもあり、現在の日本政治の論争点でもある。そこで、本項では、憲法第9条について考えてみよう。

日本国憲法制定当時、吉田茂首相は、自衛隊の発動としての戦争も放棄する姿勢をみせていた⁶⁴⁾。しかし、日本を取り巻く国際情勢の変化、特に、朝鮮戦争の勃発にともなうアメリカの圧力もあり、日本は、警察予備隊を1950年8月に発足させ、これは、軍隊ではないとした⁶⁵⁾。その後、保安隊を経て、日本政府は自衛隊を発足させた。政府は、「『戦力』とは自衛のための必要最小限度を超える実力⁶⁶⁾」のことであり、自衛隊は、軍隊ではないと声明した。1976年に閣議決定された「防衛計画の大綱」には、「我が国に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、自らが力の空白となつて我が国周辺海域における不安定要因とならないよう独立国としての必要最小限の基盤的な防衛力」を整備するとする基盤的防衛力構想が盛り込まれた。「力の空白」を埋めることを防衛力整備の口実にする発想は、きわめてネオリアリズム的発想に立っていると見てよい。

しかし、1989年12月に米ソ両国が冷戦終結宣言をするなかで、日米安保体制の見直しが求められるようになると、1996年4月、冷戦後の日米安保態勢の役割を再定義した「日米安保共同宣言」が日米間で調印された。これにともない、日本国内において、日米防衛協力のための体制整備が進められ、翌1997年には、「日米防衛協力のための指針」（新ガイドライン）が制定された。ここでは、①平時（平素から行う協力）、②有事前（日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合の対処行動）、③日本有事（日本に対する武力攻撃がなされた場合の対処行動）、④周辺事態（日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合の協力）の4つの場合にあわせて、日米防衛協力のための指針が示されることとなり、1999年に成立した「新ガイドライン関連法（周辺事態安全確保法など）」⁶⁷⁾では、周辺事態の際に、全国の地方自治体と民間業者に協力を求める旨が明記された。

2001年には、米中枢同時多発テロ事件を受けて、日本では「テロ対策特別措置法」が可決、成立し、自衛隊法が改正された。これにより、自衛隊の活動範囲は外国の領域へと拡がり、国内では在日米軍の関連施設などを自衛隊が警備できるようになった。また、防衛秘密を漏らした者に対する罰則規定が強化された。

2003年には、武力攻撃自体対処法をはじめとする有事関連3法が成立し、2004年には国民保護

法など有事関連7法が成立した。このことにより、1977年の福田赳夫内閣以来、政府内で検討されてきた有事法制の整備は、一応完成したことになる⁶⁸⁾。

2008年9月、麻生太郎首相（当時）は、第63回国連総会の場において、テロリズムに対する強い取り組みを継続させ、アフガニスタンの復興支援とともにインド洋での補給活動を継続し、テロとの闘いに積極参画することを明言した。これは、現行憲法の中で、集团的自衛権の行使に一步踏み込んだ発言と受け取れる。これに対し、野中広務・自民党元幹事長は、自衛隊の専守防衛を明確に憲法に盛り込むことによって、アメリカを中心とする多国籍軍によって引き起こされる対テロ戦争などに積極的に参加することのないように主張し、憲法改正には反対であるとの姿勢を明確にした⁶⁹⁾。

しかし、その後、2009年9月に、普天間飛行場の移設先として県外、もしくは国外を掲げて、民主党政権が誕生した。だが、鳩山由紀夫首相（当時）は、その1年後には公約を破棄して、名護市辺野古沖への移設を日米で合意してしまった。その責任をとって、鳩山首相は辞任、その後、菅政権を経て、野田政権は、マニフェストに違反する消費税増税の方針を打ち出し、自民党と公明との間で三党合意を行う。有権者の怒りを買った民主党は、2012年12月の衆院選で敗退する。その結果、2012年に憲法改正案を発表した自民党が、同年の衆議院選挙では大幅に議席を伸ばした。自民党の憲法改正案の中には、基本的人権の規定の中に、「公益及び公共の秩序に反しない限り」という文言が追加され、現行憲法第97条に規定されている基本的人権の項目が削除されている。また、憲法第9条では、自衛権の規定が明確化され、国防軍の創設が明記された。権力の濫用を防ぐための憲法という位置づけが、2012年の自民党憲法改正案では、論理が倒錯し、「全て国民は、この憲法を尊重しなければならない」とされてしまっている。こうした状況に対して、憲法改正を「平和学」の側から争点化し、憲法改正を食い止める手立てが求められているのではないか。

b) 権力分立と司法権の独立

議院内閣制をとる日本においては、立法と行政が連帯責任をとる形式となっているが、司法権の独立により、立法や行政が憲法に照らして正しく権力を行使しているのかをチェックする機能が確立している。

たとえば、2008年4月、「自衛隊イラク派兵差止請求控訴事件」において、名古屋高裁は、「自衛隊が現在行っている米兵等の輸送活動は、他国による武力行使と一体化したものであり、イラク特措法2条2項、同3項、かつ憲法9条1項に違反する」とし、自衛隊のイラクでの活動での活動が違憲であるとの司法判断を下した⁷⁰⁾。

しかし、1957年、米軍旧立川基地の拡張工事に絡む「砂川事件」において、米軍駐留を違憲とする東京地裁判決（伊達判決）を破棄した田中耕太郎最高裁長官（当時）はマッカーサー駐日米大使（当時）に対し、「（伊達）判決は全くの誤りだ」との判決の見通しを示していたことが、2013年1月17日、米公文書から分かった⁷¹⁾。

日米同盟の堅持によって日本の安全保障政策を展開し、アメリカの「核の傘」のもとにすることを否定しない日本において、今なお、沖縄での米兵による暴行事件などにおいて、日米地位協定の壁に阻まれ、日本の司法権にアメリカが介入するケースが見られる。戦後の日米関係における「密約」の存在を、公文書の中から発掘し、徹底的に解明していくことは、日本の「平和学」

固有の問題であると同時に、米軍の駐留する国々の「平和学者」や「平和運動家」たちとの連携が求められる。

c) 日本外交のオルタナティブ

特に冷戦終結後、日本は、経済大国のみならず、国際社会における軍事力の行使による「大国」化のあゆみを強めている。その理由の1つとして、国連常任理事国入りをめざすことにより、国際社会における発言力の増大をはかることが挙げられる。⁷²⁾

しかし、国際社会において、大国になるばかりが、外交のオプションではない。例えば、馬場伸也は、大国ではないが小国でもなく、国際社会におけるパワー・ポリティクスに対するオルタナティブとして「ミドル・パワー」外交を提唱した。⁷³⁾

そもそも、「大国」であるためには、自国の国際社会に与える影響に自覚をもつとともに、国際社会をどのような方向に誘おうとしているのか、明確なビジョンをもって語る必要がある。しかし、今の日本は、「同盟国」アメリカに「守られている」と考えている。だが、在日米軍の集中する沖縄で、米軍による犯罪事件が多発し、オスプレイが飛び交うようになった状況の中で、日米安保体制による負担が沖縄に過重に押しつけられている。政府だけでなく、日本の「平和学」は、そうした状況に、真剣に向きあってきたらどうか。

それよりも、日本は、大国の過ちをただすためにこそ、国際的影響力を行使する道を探るべきである。例えば、第2次世界大戦によって被爆した国として、①「核兵器のない世界」を追求することや、「村山談話」や「河野談話」を踏まえて、過去の戦争の過ちを認め、「歴史問題」が外交問題に発展することを回避すること、②アジア・太平洋地域において「安全保障のジレンマ」状況が起きないように、信頼醸成措置の構築のために積極的な貢献を果たすこと、③憲法第9条を国内社会のみならず、国際社会において軍事力行使に対する「歯止め」として改めて位置づけること、などが挙げられよう。

しかし、いずれの方策も、今の日本の政治状況を見ると、どうも、正反対の方向に歩み始めているようである。こうした状況をただしていくためにはどうすればいいのか、人々の議論を深めていくための論点を提示していくことも、「平和学」の積極的な課題であるといつてよい。

3 グローバル市民社会におけるトランスナショナル・アクターの活躍

前節では、主権を有する国家は、国際関係において最も重要なアクターであるということから、システム・レベルと国内政治レベルの2つのレベルから、国家権力の行使に対して何らかの制限を課そうとする考え方をみてきた。しかし、権力の源泉が多様化する中で、権力行使をチェックし、コントロールすることに対することには、一定の限界がある。⁷⁴⁾

そこで、本節では、冷戦構造の崩壊後、急速に進むグローバル化の流れの中で、ますます、アメリカの押し進めようとする「新自由主義」的発想、とりわけ、ワシントン・コンセンサスといわれるIMF、世界銀行、WTOなどの国際機関が途上国に対する融資に対して条件をつけた、コンディショナリティに着目し、グローバルなレベルで格差社会が広がっていく様子と、それに対する反グローバリゼーション⁷⁵⁾の動きを取りあげ、グローバル化する「構造的暴力」に対する手

立ては見つけることができるのかを考えてみたい。

(1) グローバリ化とは何か

「グローバリゼーションとは何か」をめぐっては、様々な見解がある。一番広い定義をとると、「文化から犯罪まで、金融から精神的な面まで、現代の社会生活のあらゆる面において、相互の結びつきが世界大に拡がり、深化し、加速化された現象⁷⁶⁾」ということになるが、こうした現象を誰が引き起こしたのかを考えてみると、これまで国際システムの主要なアクターとされてきた国家だけが引き起こしているわけではない。企業や金融業界、宗教、テロ集団、麻薬の密売組織まで、ありとあらゆるアクターが関わっているし、こうした結びつきを加速させる要因として、移動手段の発達のみならず、近年のインターネットの急速な普及に見られるように、情報通信技術がヒト・モノ・カネ・情報の結びつきに重要な役割を担っていることもわかる。

こうしたグローバリゼーションの進展は、一方において、市場原理を貫き通すことで富の極大化を図ろうとする企業や個人、あるいは、自由と民主主義を唱える勢力などによって推し進められている。他方において、新自由主義的なグローバリゼーションは、単に多国籍企業の利益を増大させるだけで、世界の富の偏在はますます拡大するばかりだと主張する者もいるし、アメリカ流の政治体制の押しつけに異を唱える勢力もいる。これらの勢力は、別の形で、国境を越えるネットワークを形成しつつある。こうした状況を、「上からのグローバリゼーション」「下からのグローバリゼーション」と呼ぶ場合もある。

(2) 「上からのグローバリゼーション」「下からのグローバリゼーション」

「上からのグローバリゼーション」を推進する1つの動きに、世界経済フォーラム（本部：ジュネーブ）が挙げられる。これは、各国の政財界の指導者や学者などが集まるフォーラムで、毎年1月にダボス（スイス）で年次総会が開かれるため、ダボス会議とも呼ばれる。2008年に開かれたダボス会議で、福田首相は、サブプライム問題に端を発する世界経済の先行き懸念、気候変動問題、ミレニアム開発目標達成に向けた貧困との闘い、さらにはテロや大量破壊兵器の拡散といった安全保障面の問題に直面していると冒頭で述べ、同年7月に北海道・洞爺湖サミットに向けての経済社会面での課題について取りあげて⁷⁷⁾いる。

この世界経済フォーラムに対抗する形で、2001年、ブラジルのポルト・アレグレで第1回目の世界社会フォーラム（WSF）が開かれた。第1～3回は同じ場所で、第4回は、インドのムンバイで開催された。このフォーラムは、既存の政府・国際機関によって推進されてきた新自由主義的な、「上からのグローバリゼーション」に対し、「もうひとつの世界は可能だ（Another World Is Possible）」と主張する⁷⁸⁾。第4回目の会議では、それまでの、反グローバリズム、反帝国主義といった議論もさることながら、子どもや女性への虐待問題や、少数民族問題などの、社会的疎外の問題も広く取りあげられた。このフォーラムの立ち上げにあたっては、『ル・モンド・ディプロマティック』と提携した、ATTAC（市民を支援するために金融取引への課税を求めるアソシエーション）、多国間投資協定（MAI）に反対する調整センター、代案のための世界フォーラム、SAPRIN（構造調整参加型監視国際ネットワーク）ラテンアメリカ支部といったNGOが関わっているといわれている。以降、世界社会フォーラムは、毛利によれば、停滞期を経て、今日、再生・

変革期にきているとしている。⁷⁹⁾

このように、グローバリゼーションの流れの中で、新自由主義的グローバリゼーションを推し進めようとする側も、それに抵抗する側も、情報社会の進展に伴うグローバル化の恩恵を受けており、それぞれの掲げる理想を求めて動いているのが現実であるが、そこには、統一の組織体というものは見られない。このような状況の中で、社会的に抑圧されている者の視野に立った「連帯」をいかに生みだし、それをより強固なものにしていけるのかが問われている。

(3) グローバル市民社会の創設

市民社会とは、国家権力や市場経済から独立した空間において、市民による民主的な連帯による活動や制約のない議論を通じて、権力に対する影響力を生み出す空間である。また、個人の権利を守るための連帯や、公共空間への民主的参加を原則とする制度へ変えていこうとする政治力を有する。こうした市民社会は、従来、一国単位において、国家権力や市場経済という「権力」に対峙する形で、民衆の運動によって下支えされるものであった。

しかし、これまでに述べてきたように、権力の源泉が多様化するとともに、グローバル化社会における構造的権力が「構造的暴力」へと転化していく状況において、グローバル市民社会なるものの創出に向けて、民衆がトランスナショナルに連帯する必要が生まれてきた。その萌芽は、例えば、19世紀に生まれた赤十字国際委員会や、1960年に生まれたアムネスティ・インターナショナルなどの人権 NGO や、1942年に生まれたオックスファムなどの開発 NGO の登場が挙げられる。

その後、冷戦構造の瓦解に伴い、非軍事的な問題に人々の関心を向けさせる契機が生まれるとともに、旧社会主義諸国の崩壊と民主化、権威主義体制の崩壊などによって、トランスナショナル・ネットワークの創出とともに、グローバル市民社会なるものの萌芽が見られ、グローバル民主主義が芽生えつつある。⁸⁰⁾ こうした市民社会の創出は、軍事力といった強制力を伴わない、まさに、グローバル・ガバナンスを人間本位のものに変えていく可能性を秘めている。インターネットの普及に伴う情報コミュニケーションの流通がより進めば、デジタル・ディバイドの問題は依然として残るものの、「地球は1つ」という実感を人々に抱かせ、「地球市民」としてのアイデンティティをもつ人々の到来を期待することができよう。⁸¹⁾

おわりに

本稿は、筆者なりの「平和学」の体系を提示する、1つの試みである。筆者が「平和学」の体系化に欠かせないと思う要素は、次の3点に集約される。

第1に、権力の濫用を未然に食い止めることによって、「暴力」のない社会を実現すること。「構造的暴力」論を援用すれば、グローバルに拡がる格差社会がどのようなメカニズムなのかを明らかにすることができる。また、「直接的暴力」の点では、国際関係においては、国益を追求する諸国家による権力闘争（すなわち、国際「政治」）の様相を呈するが、信頼醸成措置を講ずることによって安全保障のジレンマ状態から脱却することが重要であり、そのことが、国家の有す

る暴力装置の作動を未然に食い止めることができると考えられる。国際レジームの形成にむけて、国境をこえた世論の形成も重要である。対人地雷禁止条約や、クラスター爆弾禁止条約の締結プロセスにおける、ミドル・パワーの国々と NGO との連携はその典型例である。

第2に、「平和」をつくりだす「制度」と主体形成の重要性である

国際関係において、国家は主権を与えられている意味で、欠かすことのできない存在である。その点を踏まえると、ヨーロッパにおいては、デタントの時期に、パルメ委員会の『共通の安全保障』⁸²⁾という考え方が生まれ、CSCE (OSCE) の働きによって、安全保障共同体が創出されたことは注目に値する。

しかし、東アジア、特に北東アジアにおいては、依然として、冷戦構造の残滓として朝鮮半島の分断が克服し得ていない。したがって、朝鮮半島の非核化にむけて、とりわけ日本の果たす役割は大きく、アメリカの核抑止力に期待した日本の安全保障政策を見直し、非核化の方向に向けて転換していくことが必要であろう。そのためには、中国や韓国・北朝鮮との間に横たわる、過去の負の遺産を生産することが求められる。そのためには、日本は、大国化の方向を歩むのではなく、「ミドル・パワー」の方向性を見いだすことが真剣に検討されてよい。もちろん、トランスナショナル・アクターによる第2トラック外交を活用することも考えられよう。

第3に、歴史的怨念から部族対立が起き、紛争状態に陥ってしまった場合、いかに紛争解決から和解への道を探るかである。このときに、それぞれのアクターの特性を見極め、アクターを組み合わせることが必要である。国家は、ウェストファリア・システムの成立以降、国家主権が認められ、軍事力や警察力といった強制力が与えられているが、内政不干渉の原則に阻まれて、国連安全保障理事会の決議なしには行動ができない。非国家的行為体は、内政不干渉の原則にはとらわれず、迅速に人道支援を行うことができる。しかし、混乱した社会秩序のなかで、警察力を行使し、国家再建の道筋をつけることは容易ではない。したがって、これらのアクターの特性をよく見極めた、紛争の仲裁、DDR (武装解除、動員解除、社会復帰)、和解へのプロセスの展望を描くことが重要である。⁸³⁾

なお、平和学の今後の課題としては、紛争を仲裁し、和解に向けて取り組むと同時に、平和構築を行っていく際に、果たして、強制力としての軍事力をどの程度まで許容するのかに関する議論を深めていくことが重要であると考えている。これは、民軍協力 (Civil-Military Collaboration) の問題と密接に関わる問題であり、どちらかという、日本の平和学が、避けてきた問題である。もちろん、絶対平和主義の立場に徹するというのは、「平和学」として取りうる1つの立場である。⁸⁴⁾しかし、現実の紛争を目の当たりにしたとき、よりプラクティカルな問題として、「平和学」が直面せざるを得ない課題である。この点につき、現場の声をくみとりながら、ケースごとに判断せざるを得ないが、鍵となるのは、どの程度、強制力の行使に対する「正統性」を、紛争後の社会を生き抜く地元の人たちが認めるかであろう。

このように、「平和学」の体系化には、「平和」のありうるべき道の提示と、「平和」創造への主体形成の問題を検討することが不可欠であると同時に、さまざまな紛争を解決していくためのプロセスを明らかにしていくことが必要である。

注

- 1) 平和学を括弧書きする理由は2つある。1つは、本論のテーマとは矛盾するかもしれないが、平和学は、まだ、1つの学問体系を有しているとはいききれない現状がある。ただし、平和学という言葉には、単に「平和」を論じる道徳（モラル）ではなく、学問的に、「平和」を追究しようとする志向性を有しているため、その志向性を尊重し、平和学という用語を用いるとともに、平和学をあえて、括弧書きにした。もう1つの理由は、「平和学」には、「平和」ではない状態を生み出す諸要因を分析し、現状を変革するための政策科学的なアプローチとしての、狭義の意味での「平和研究」、平和研究で明らかとなった現状を多くの人たちと共有するために行われる「平和教育」、平和教育を現実の社会変革への運動へと昇華させる「平和運動」の3つの要素が含まれると考えるが、平和学（Peace Studies）と（狭義の）平和研究（Peace Research）を、ほぼ同義として捉える研究者もいるため、狭義の平和研究を意味する平和学と区別するためである。
- 2) 少し古いデータではあるが、岡本三夫が1995年に調査したところ、国公私立大学総数565のなかの159大学（全大学の28.14%）で平和学関連講座が開設されている。これに、秋葉忠利・前広島市長の提唱する「広島・長崎講座」を加えるとさらに数が増える。岡本三夫『平和学は訴える—平和を望むなら平和に備えよ』法律文化社、2005年、264頁。
- 3) 筆者は、国際関係論をベースにした平和学のテキストを出版した。拙編『平和学をつくる』晃洋書房、2009年。日本の平和学の多くのテキストは、平和学の学際性をいかし、異なるディシプリン（学問領域）の研究者による共著ものが多い。手元にあるだけでも、岡本三夫、横山正樹編『新・平和学の現在』法律文化社、2009年、君島東彦編『平和学を学ぶ人のために』世界思想社、2009年、高島通敏、五十嵐暁郎、佐々木寛編『平和研究講義』岩波書店、2005年、岡本三夫・横山正樹編『平和学のアジェンダ』法律文化社、2005年、高柳先男『戦争を知るための平和学入門』筑摩書房、2000年、白井久和、星野昭吉編『平和学』三嶺書房、1999年などがある。このほかに、日本平和学会が編集した、『グローバル時代の平和学（全4巻）』法律文化社、2004年がある。
後に述べるように、平和学の扱うイシューの広がりに伴い、これらのテキストは、さまざまなイシューを取り扱っている。しかし、イシューの選択に関しては、おぼろげながらの輪郭はあるものの、選択に首尾一貫性があるかといわれるとはっきりと肯定することは困難である。これらのテキスト以外には、環境問題に特化したもの、ヒロシマ、ナガサキ、オキナワに特化したものが法律文化社から数多く出版されている。
- 4) 齊藤哲夫、関寛治、山下健次編『平和学のすすめ—その歴史・現状及び課題』法律文化社、1995年。また、平成17年に出された日本学術会議平和問題研究連絡委員会報告「21世紀における平和学の課題」については、岡本三夫の解題とともに、安齋育郎教授退職記念論集『平和を拓く』かもがわ出版、2006年に掲載されている。
- 5) 齊藤他編、前掲書、64頁。
- 6) 齊藤他編、前掲書、59頁。
- 7) K.クラウゼヴィッツ、篠田英雄訳『戦争論』岩波書店、1968年。
- 8) 国際政治学は、主に国家間の権力闘争に焦点を当てるのに対し、国際関係論は、国際システムのシステム変容に与える様々な要因（政治的要因、経済的要因、文化的要因など）に焦点をあて、非国家的行為体がトランスナショナルに影響を与える様子までを射程に入れ、国際関係を、さまざまなイメージで論じることができるとされてきた。ただし、国際関係論は、一般的には、政治学の一分野として取り扱われており、国際政治学を包摂するものであることから、本稿では、これ以降、国際関係論と国際政治学を同義のものとして取り扱い、国際関係論と表記する。
- 9) 坂本義和『「力の均衡」の虚構』『世界』1965年3月号などを参照。
- 10) 関寛治「平和学の体系化は可能か」齊藤他編、前掲書に所収。
- 11) 『立命館大学国際平和ミュージアム20年の歩み—過去・現在、そして未来—』立命館大学国際平和ミュージアム、2012年。

- 12) この声明は、「国際平和年」（1986年）を記念して、世界の心理学者・生物学者らがまとめたものである。デービッド・アダムス、伊藤武彦、杉田明宏編『暴力についてのセベリア声明——戦争は人間の本能か——』平和文化、1996年。
- 13) 筆者は、1993年に立命館大学大学院国際関係研究科修士課程に入学して以来、関寛治教授、藤岡惇教授のもとで開催される研究会に参加する機会を得た。
- 14) デービッド・アダムス、前掲書、9頁。
- 15) 近代は、人間が自然を支配することができる時代であった。その結果、経済発展にもなって、公害などの被害をもたらした。エコ・エコノミーは、近代経済学的前提を問い直し、生態系の保全や人間らしさを回復する人間の営みを重んじる経済学のあり方を追求しようとするものと理解できよう。
- 16) M. ウェーバー、脇圭平訳『職業としての政治』岩波文庫、1980年。
- 17) 本文中で述べるように、ガルトゥングの定義する暴力は、一般的な意味での暴力を包含するものではあっても、イコールではない。そこで、本稿では、ガルトゥングの定義する（構造的）暴力を指す場合には、括弧書きすることとする。
- 18) J. ガルトゥングの平和学の体系、特に、近年、ガルトゥングが提唱している「トランセンド（紛争転換）」について概説したものに、ヨハン・ガルトゥング、藤田明史編『ガルトゥング平和学入門』法律文化社、2003年。
- 19) 核兵器による被爆という被害を強調することによって、日本の引き起こした戦争の加害責任が免責されるものではないことに注意が必要である。最近、特に、日本の政治家たちの中に、過去の戦争責任を曖昧にするばかりか、否定する動きすら見られ、隣国との関係が緊迫している。「平和学」はこの問題と積極的に向き合わなければならない。
- 20) Johan Galtung, "Violence, Peace and Peace Research," *Journal of Peace Research*, Vol. 6, No. 3, 1969, pp. 167-191. 翻訳は、ヨハン・ガルトゥング、高柳先男・酒井由美子訳『構造的暴力と平和』中央大学出版部、1991年に掲載されている。
- 21) ガルトゥング＝ボールディング論争は、1970年代に繰り広げられたものだが、比較的最近の平和学の教科書でこの点について取り扱ったものに、小柏葉子、松尾雅嗣編『アクター発の平和学——誰が平和をつくるのか？』法律文化社、9～13頁。
- 22) 馬場伸也「国際社会学へのプロレゴメナ——福祉「国際社会」の構築をめざして——」『阪大法学』149/150号、137～151頁。
- 23) Susan Strange, *States and Markets: An Introduction to Political Economy, Second Edition*, New York: Pinter, 1994. (翻訳は、西川潤、佐藤元彦訳『国際政治経済学入門：国家と市場』東洋経済新報社、1994年。)
- 24) 土山實夫「アナーキーという秩序——国際政治学におけるリアリスト理論とその批判——」『国際法外交雑誌』96巻3号、1997年、35頁。
- 25) M. ワイトは、ホップズが、万人の万人に対する闘いとなるアナーキー状況から抜け出す（リヴァイアサンの登場）かわりに、国際社会のアナーキーをつくりだすことになった状況を「ホップズのパラドックス」と呼んでいる。すなわち、人間が邪悪な存在であると仮定するならば、専制君主も同様に邪悪な存在なのではないか、というのである。Martin Wight, *Power Politics*, London: Leicester University Press, 1995, p. 35. 国際関係におけるヒエラルキーを論じたものに、David A. Lake, *Hierarchy in International Relations*, Ithaca: Cornell University Press, 2009.
- 26) 萩原能久「民主主義の非暴力化をめざして」藤原修、岡本三夫編『いま平和とは何か——平和学の理論と実践——』法律文化社、2004年、133頁。
- 27) 筆者は、国家の保有する権力の中に暴力装置が内在化されているとみるが、被治者による正統性が剥奪された状態において、「暴力」がより顕在化されると捉えている。
- 28) 萩原、前掲論文、151～152頁。

- 29) 例えば、上杉勇司『変わりゆく国連 PKO と紛争解決——平和創造と平和構築をつなぐ——』明石書店、2004年、伊勢崎賢治『自衛隊の国際貢献は憲法九条で——国連平和維持軍を統括した男の結論——』かもがわ出版、2008年、伊勢崎賢治編『日本の国際協力に武力はどこまで必要か』高文研、2008年。他には、憲法学者による護憲論、改憲論などを参照のこと。
- 30) 自衛隊は軍隊か、という議論をさておくと、上野友也「国際人道支援における自衛隊と民軍関係」『国際安全保障』38巻4号、2011年3月などがある。
- 31) International Development Research Centre, *The responsibility to protect: report of the International Commission on Intervention and State Sovereignty*, 2001.
- 32) Richard Falk, Mark Juergensmeyer, Vessalin Popovski, eds., *Legality and Legitimacy in Global Affairs*, Oxford: Oxford University Press, 2012.
- 33) 長有紀枝『入門 人間の安全保障——恐怖と欠乏からの自由を求めて——』中公新書、2012年、216～218頁。
- 34) 布施祐仁『災害派遣と「軍隊」の狭間で——戦う自衛隊の人づくり——』かもがわ出版、2012年。
- 35) 佐々木毅『政治学講義 第2版』東京大学出版会、2012年。
- 36) 杉田敦『権力』岩波書店、2000年。
- 37) 権力による世論操作の手段としてマス・メディアを使うことは、メディア技術の進歩とともに見られるようになってきた。しかし、日本では、小泉政権のときより、政治家がバラエティ番組に出演し、例えば、護憲論者をあざわらうような風潮をもたらしたり、テレビ・ドラマのなかで、生物兵器テロが起きたときに、犠牲者の命よりも国家の安全を最優先する場面をみせる反面、近年の防災訓練において、自衛隊や米軍が出動する状況を正当化するニュースが流される。こうして、現実の世界と仮想空間を錯誤させることによって、世論操作が行われるようになってきた、と考えるのは穿ちすぎであらうか。
- 38) アナーキーな国際関係において、立憲主義を打ち立てようとする考察として、「新世界立憲秩序 (New Constitutional World Order)」という考え方を紹介した、武者小路公秀『転換期の国際政治』岩波新書、1996年をあげておく。このほか、法の支配という考え方を国際関係にも適用しようとする考え方として、篠田英朗『平和構築と法の支配』創文社、2003年。
- 39) これを新植民地主義という。
- 40) グローバリゼーションの進展と武力紛争との関係について検討したものに、Gerald Schneider, Katherine Barbieri, and Nils Peter Gleditsch eds., *Globalization and Armed Conflict*, Lanham: Rowman & Littlefield, 2003.
- 41) Maggy Lee ed., *Human Trafficking*, Devon: Willan Publishing, 2007. 大久保史郎編『人間の安全保障とヒューマン・トラフィッキング』日本評論社、2007年。
- 42) David Held & Anthony McGrew, *Globalization/Anti-globalization: Beyond the Great Divide*, Cambridge: Polity Press, 2007.
- 43) グローバル化時代の権力の源泉は、もはや、国家の保有する軍力だけではない。グローバル化時代とは、金融・信用・情報といった、インターネットを介して発せられるコンテンツや、金融資本、個人投資家といった、これまで国際関係において影響力を持ち得なかった存在が国家の安全を揺るがそうとする時代なのである。権力の源泉の多様化については、Susan Strange, *op. cit.* 参照。また、コンピューター上を駆け巡る、投機マネーに税金をかけるトービン税の導入を求める NGO として、ATTAC (Association pour une Taxation des Transactions financiers pour l'Aide aux Citoyens: 市民を支援するために金融取引への課税を求めるアソシエーション) がある。ATTAC 編、杉村昌昭訳『反グローバリゼーション民衆運動——アタックの挑戦——』つげ書房新社、2001年。この ATTAC の結成のきっかけとなった論文は、Ignacio Ramonet, "Desarmer les marches," *Le monde diplomatique*, Dec. 1997である。
- 44) 政府なきガバナンスのあり方を模索したものに、James N. Rosenau, Ernst-Otto Czempiel eds.,

- Governance without Government*, Cambridge: Cambridge University Press, 1992. その後、グローバル・ガバナンスに関する本は何冊も出版された。例えば、*Issues in Global Governance: Papers written for the Commission on Global Governance*, London: Kluwer Law International, 1995. Thomas G. Weiss & Leon Gordenker eds., *NGOs, The UN & Global Governance*, Boulder: Lynne-Rienner, 1996. 渡辺昭夫・土山實男編『グローバル・ガバナンス——政府なき秩序の模索——』東京大学出版会, 2001年, 横田洋三・久保文明・大芝亮編『グローバル・ガバナンス——「新たな脅威」と国連・アメリカ——』日本経済評論社, 2006年。グローバル・ガバナンスにおける日本の果たす役割を分析したものに、Glenn D. Hook and Hugo Dobson eds., *Global Governance and Japan: The institutional architecture*, London; Routledge, 2007.
- 45) Richard A Falk, *On Humane Governance*, Pennsylvania: Pennsylvania State University Press, 1995. WOMP (World Order Modeling Programme) では、「平和、経済的福祉、社会的正義、環境との均衡」の4つの価値をあげ、この4つの価値を実現させるための移行戦略を練ることが、WOMPの目標だとしている。また、R. フォークはこのプロジェクトが西欧的な考え方に偏重していることを認めつつも、WOMPの歴史はこれらにうち勝つための闘いであり、とりわけ、犠牲を被っている人々がよりよく生きられる (human betterment) ための知的・政治的媒体となることを謳っている。Richard Falk, "From Geopolitics to Geogovernance: WOMP and Contemporary Political Discourse," *Alternatives*, vol. 19, 1994. なお、WOMPの経緯について、浦野起央『国際関係理論史』勁草書房, 1997年, 380頁。
- 46) Jeffrey L. Dunoff, Joel P. Trachtman, *Ruling the World? Constitutionalism, International Law, and Global Governance*, Cambridge: Cambridge University Press, 2009.
- 47) J. David Singer, "The Level-of Analysis Problem in International Relations," *World Politics*, Vol. 14, No. 1, 1961.
- 48) ネオリアリズムとは、簡単に言えば、国際システムの構造が国家の行動を決定すると考える、冷戦時代に生まれた考え方で、二極対立こそが、国際システムのなかで、最も安定した構造であると考えられる。Kenneth N. Waltz, "The Stability of a Bipolar World," *Daedalus*, vol. 93, no. 3, 1964. こうした状況の中で、敵対する国 (陣営) よりも、軍事力保有の点で上回っていることが、自国 (陣営) の安全につながると考えることから、核軍拡競争が起きてきた。ネオリアリストのまとめた教科書としてよく知られているのが、Kenneth N. Waltz, *Theory of International Politics*, New York: McGraw-Hill, 1979.
- 49) A. ラバポート、関寛治編訳『現代の戦争と平和の理論』岩波新書, 1969年。ネオリアリズムは、①国際システムはアナキーである。②したがって、各国は「自助」によって自国の安全を確保しなければならない、と考える。軍事力はそのための手段である。
- 50) 安全保障のジレンマに関する包括的研究として、Ken Booth and Nicholas J. Wheeler, *The Security Dilemma: Fear, Cooperation and Trust in World Politics*, New York; Palgrave Macmillan, 2008.
- 51) 相対的利得の強調によるネオリベラル・インスティテューショナルリズムの批判については、Joseph M. Grieco, "Anarchy and the Limits of Cooperation: A Realist Critique of the Newest Liberal Institutionalism," in David A. Baldwin ed., *Neorealism and Neoliberalism: The Contemporary Debate*, New York: Columbia University Press, 1993.
- 52) John Lewis Gaddis, "The Long Peace: Elements of Stability in the Postwar International System," *International Security*, Vol. 10, No. 4, 1986.
- 53) Jack Snyder and Robert Jervis, "Civil War and the Security Dilemma," in Barbara F. Walter and Jack Snyder eds., *Civil Wars, Insecurity, and Intervention*, New York: Columbia University Press, 1999.
- 54) アナキーな国際関係においては、国内における権力構造のように、国際的正統性を獲得すること

は容易ではない。そのなかで、国連決議には、一定の法的拘束力があり、国連加盟国による承認を取り付けたという意味において、国際的正統性を獲得したと「みなす」ことは可能であろう。

- 55) Robert O. Keohane, Joseph Nye, Jr., eds., *Transnational Relations and World Politics*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1972.
- 56) Robert O. Keohane, *After Hegemony*, Princeton: Princeton University Press, 1984.
- 57) ネオリアリズムと同じ前提に立つという意味で、ネオリアリズム統合と呼ばれることがある。
- 58) Stephen D. Krasner ed., *International Regimes*, Ithaca: Cornell University Press, 1983.
- 59) *Ibid.*, p. 1.
- 60) 国際レジームとグローバル・ガバナンスの大きな違いは、国際レジームは、国際関係の特定の 이슈に関する制度なのに対して、グローバル・ガバナンスは、国際関係における 이슈を包括的に取りあげ、世界政府の存在しないアナーキーな国際関係の中で、何らかの「統治（ガバナンス）」のありようを追求しようとする点にある。また、アクターの多元化（非国家行為体や国際組織など）にも着目をする。山本吉宣『国際レジームとガバナンス』有斐閣、2008年参照。
- 61) David Baldwin ed., *Neorealism and Neoliberalism : The Contemporary Debate*, Columbia: Columbia University Press, 1993.
- 62) Stephen D. Krasner ed., *op. cit.*, Ch. 3.
- 63) 黒沢満『第2版 軍縮問題入門』有信堂、1999年。
- 64) 衆議院委員会における吉田首相の答弁。
- 65) 1950年7月、参議院本会議における吉田首相の答弁。
- 66) 1972年11月、田中内閣の政府統一見解。
- 67) 「周辺事態」の定義では、地理的範囲が明確でないため、「我が国の平和及び安全に重要な影響を与える」と考えられた場合、極限なく、自衛隊が出動することも可能になってくる。この点が、当時、国会においても議論の対象となった。
- 68) 有事を想定した研究は、1963年に統合幕僚会議が作戦研究として行った三矢研究以降、冷戦時代から進められていた。ただ、この研究の存在が暴露されたのは、1965年2月の国会において、岡田春男・社会党議員によってである。
- 69) 2008年10月10日、浅沼稲次郎追悼集会のシンポジウム「今、憲法問題を考える」の席上にて。麻生太郎首相が集団的自衛権の解釈見直しに言及したことに触れ「憲法9条を変えて戦争ができるようにするのはとんでもない」と主張し、政界の現状に危機感を示し、野中氏は、「自衛隊の専守防衛を明確にする改憲をしてほしいが、今の自民党にそういう流れはない。それなら今の憲法を守る」と述べ、麻生政権に批判的な立場を示した。
- 70) 平成18年（ネ）第499号。
- 71) 『琉球新報』2013年1月18日。
- 72) 北岡伸一「戦後日本外交における国連」『外交フォーラム』2004年4月号。
- 73) 馬場伸也編『ミドル・パワーの外交——自立と従属の葛藤——』日本評論社、1988年。日本における「ミドル・パワー」外交を提唱したものに、添谷芳秀『日本の「ミドルパワー」外交——戦後日本の選択と構想——』ちくま新書、2005年。
- 74) スーザン・ストレンジ、桜井公人訳『国家の退場——グローバル経済の新しい主役たち——』岩波書店、1998年。原著は、アジア通貨・金融危機の起きる前年の1996年に出版されている。
- 75) 毛利聡子は、「反グローバリゼーション運動」を、①反対派、②改良主義派、③急進派、④オルタナティブ派の4つに分類し、その主張の違いを明らかにしている。毛利聡子『NGOから見る国際関係——グローバル市民社会への視座——』法律文化社、2011年、188～194頁。
- 76) David Held et al., *Global Transformation : politics, economics, culture*, Cambridge, U. K.: Polity Press, 1999.
- 77) ダボス会議における福田総理大臣特別講演, <http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/20/>

- efuk_0126b.html（2008年11月12日アクセス）
- 78) William F. Fisher and Thomas Ponniah eds., *Another World is Possible : Popular Alternatives to Globalization at the World Social Forum*, London: Zed Books, 2003.
- 79) 毛利, 前掲書, 198～210頁。
- 80) 川村暁雄『グローバル民主主義の地平—アイデンティティと公共圏のポリティクス—』法律文化社, 2005年, David Held, *Democracy and the Global Order : From Modern State to Cosmopolitan governance*, Stanford: Stanford University Press, 1995.
- 81) グローバル市民社会については, さしあたり, John Keane, *Global Civil Society ?* Cambridge: Cambridge University Press, 2003参照。
- 82) Emmanuel Adler and Michael Barnett eds., *Security Communities*, Cambridge: Cambridge University Press, 1998.
- 83) 紛争の和解については, 南アフリカ真実和解委員会の例が1つの参考となろう。阿部利洋『紛争後社会と向き合う—南アフリカ真実和解委員会』京都大学学術出版会, 2007年。
- 84) 「平和主義」のさまざまなスタンスについて, 藤原修「平和主義とは何か」藤原修, 岡本三夫編『いま平和とは何か—平和学の理論と実践—』法律文化社, 2004年。

*本稿は, 平成24年度科学研究費助成事業基盤研究 (C)「自治体の『平和政策』に関する包括的調査と地域からの安全保障に関する考察」(課題番号24530158)による研究成果の一部である。